

米国の「北朝鮮に対するテロ支援国家指定解除」の動きに反対する決議

北朝鮮による拉致は、それまで何の落ち度もなく幸せに生活していた被害者本人、そして御家族・関係者を一瞬にして悲劇に陥れる残酷で卑劣極まりない国家的犯罪である。

平成14年9月、北朝鮮が初めて日本人拉致の事実を認め、拉致被害者5名の帰国が実現して以降、北朝鮮は、6カ国協議を含め、「拉致問題は解決済み」と主張し、いまだにこの問題に対して誠実な対応を見せておらず、一方で国際社会の批判が強い「核」問題を交渉材料とするなど我が国を欺く態度に終始していると言わざるを得ない。

この問題は、本県においても、過去に日向灘沖で工作船と思われる不審船事件が発生し、現に拉致被害者1名が宮崎市の青島海岸から拉致され、また、県内に拉致被害の疑われる特定失踪者が3名存在するなど、正に他人事ではなく、県民ひいては国民の安全・安心に影を落とす深刻かつ重大な問題として、日本政府はもとより、国際社会が一致団結して、全力で全容解明と早期解決に取り組むべきものである。

このような中、米国は北朝鮮の一部核施設の無力化を条件として、テロ支援国家の指定を解除するとの観測が伝えられているが、このことは、拉致問題に対する国際連携を弱めるばかりでなく、拉致問題の解決を遅らせることになりかねず、この問題の早期解決を願う本県議会にとって誠に憂慮すべき事態である。

よって本県議会は、米国が、北朝鮮に対するテロ支援国家の指定解除を行わない方針を堅持することを強く求めると同時に、日本政府が、すべての拉致被害者の一刻も早い救出を実現するため、この問題に対する国際連携の要である米国に対して、同指定の解除を行わないよう、最大限の外交努力を尽くすことを求めるものである。

以上決議する。

平成19年12月21日

宮 崎 県 議 会